

# 特別養護老人ホーム「さしまの家」 ショート 利用料金表(めやす)のご案内 (加算含む)

(R5.4 改定)

【 1割負担 】

地域区分 : 10.17円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	サービス提供体制加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	1日当たり単位小計	処遇改善加算(8.3%)	特定処遇改善加算(2.7%)	ベースアップ等支援加算(1.6%)	1日当たり単位合計(A)	1日の利用料(円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計(めやす)	30日の利用料(めやす)	31日目は自費
要支援1 (5,032単位)	第1段階	523	22	18	563	47	15	9	634	645	820	300	1,765	○	○
	第2段階										820	600	2,065	○	○
	第3段階①										1,310	1000	2,955	○	○
	第3段階②										1,310	1300	3,255	○	○
	第4段階										2,660	1,600	4,905	○	○
要支援2 (10,531単位)	第1段階	649	22	18	689	57	19	11	776	790	820	300	1,910	○	○
	第2段階										820	600	2,210	○	○
	第3段階①										1,310	1000	3,100	○	○
	第3段階②										1,310	1300	3,400	○	○
	第4段階										2,660	1,600	5,050	○	○
要介護1 (16,765単位)	第1段階	696	22	18	736	61	20	12	829	843	820	300	1,963	○	○
	第2段階										820	600	2,263	○	○
	第3段階①										1,310	1000	3,153	○	○
	第3段階②										1,310	1300	3,453	○	○
	第4段階										2,660	1,600	5,103	○	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	764	22	18	804	67	22	13	906	922	820	300	2,042	○	○
	第2段階										820	600	2,342	○	○
	第3段階①										1,310	1000	3,232	○	○
	第3段階②										1,310	1300	3,532	○	○
	第4段階										2,660	1,600	5,182	○	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	838	22	18	878	73	24	14	989	1,006	820	300	2,126	63,780	13,972
	第2段階										820	600	2,426	72,780	
	第3段階①										1,310	1000	3,316	99,480	
	第3段階②										1,310	1300	3,616	108,480	
	第4段階										2,660	1,600	5,266	157,980	
要介護4 (30,938単位)	第1段階	908	22	18	948	79	26	15	1,068	1,087	820	300	2,207	66,210	14,775
	第2段階										820	600	2,507	75,210	
	第3段階①										1,310	1000	3,397	101,910	
	第3段階②										1,310	1300	3,697	110,910	
	第4段階										2,660	1,600	5,347	160,410	
要介護5 (36,217単位)	第1段階	976	22	18	1,016	84	27	16	1,143	1,163	820	300	2,283	68,490	15,558
	第2段階										820	600	2,583	77,490	
	第3段階①										1,310	1000	3,473	104,190	
	第3段階②										1,310	1300	3,773	113,190	
	第4段階										2,660	1,600	5,423	162,690	

- ▶ 食費については、実際の食事提供回数により請求額が変わります。
- ▶ ○印については、区分支給限度額を超えた部分は全額負担になります。(31日利用すると20万円以上)
- ▶ 2割負担、3割負担の場合は、滞在費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- ▶ 施設で送迎する場合は片道184単位の送迎加算が算定されます。
- ▶ 31日以上利用された場合1日当たり-30単位の長期利用者提供減算が算定されます。
- ※ 送迎対象地域 : 坂東市、境町、旧三和町地区、旧石下町地区(それ以外の地域の方はご相談ください。)
- ※ 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、滞在費・食費の負担が軽減されています。

- ※ その他実費としてご負担いただく日常生活費
  - ・追加食 行事食:変動制の実費(季節ごとに提供) おやつ代:60円/1日(週2回)
  - ・トロミ剤使用料 100円/日
  - ・持ち込みの電気用品(テレビ・電気毛布等)の電気料 20円/日
  - ・テレビレンタル料 100円/日
  - ・クラブ・教養・娯楽(行事イベント)等の参加費
  - ・その他、重要事項説明書に記載されているサービスを行なった場合は実費

利用者負担段階 第1段階:非課税、老齢福祉年金受給又は生活保護を受給(貯金1000万円以下<夫婦で2000万以下>) 第3段階①:非課税、所得額及び年金収入80万円以上120万円以下(貯金550万円以下<夫婦で1550万以下>)	第2段階:非課税、所得額及び年金収入80万円以下(貯金650万円以下<夫婦で1650万以下>) 第3段階②:非課税、所得額及び年金収入120万円以上(貯金500万円以下<夫婦で1500万以下>)
---	--

# 特別養護老人ホーム「さしまの家」 利用料金表（めやす）のご案内（加算含む）

(R5.4 改定)

## 【 ユニット型個室 1割負担 】

地域区分:10.14円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算 II	夜勤職員配置加算 II	1日当たりの単位小計	処遇改善加算 (8.3%)	特定処遇改善加算 (2.7%)	ベースアップ等支援加算 (1.6%)	1日当たり単位合計 (A)	1日の利用料 (円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計 (めやす)	31日の利用料 (めやす)
要介護1 (16,765単位)	第1段階	652	4	46	27	729	61	20	12	822	834	820	300	1,954	○
	第2段階											820	390	2,044	○
	第3段階①											1,310	650	2,794	○
	第3段階②											1,310	1,360	3,504	○
	第4段階											2,660	1,600	5,094	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	720	4	46	27	797	66	22	13	898	911	820	300	2,031	○
	第2段階											820	390	2,121	○
	第3段階①											1,310	650	2,871	○
	第3段階②											1,310	1,360	3,581	○
	第4段階											2,660	1,600	5,171	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	793	4	46	27	870	72	23	14	979	993	820	300	2,113	65,503
	第2段階											820	390	2,203	68,293
	第3段階①											1,310	650	2,953	91,543
	第3段階②											1,310	1,360	3,663	113,553
	第4段階											2,660	1,600	5,253	162,843
要介護4 (30,938単位)	第1段階	862	4	46	27	939	78	25	15	1,057	1,072	820	300	2,192	67,952
	第2段階											820	390	2,282	70,742
	第3段階①											1,310	650	3,032	93,992
	第3段階②											1,310	1,360	3,742	116,002
	第4段階											2,660	1,600	5,332	165,292
要介護5 (36,217単位)	第1段階	929	4	46	27	1,006	83	27	16	1,132	1,148	820	300	2,268	70,308
	第2段階											820	390	2,358	73,098
	第3段階①											1,310	650	3,108	96,348
	第3段階②											1,310	1,360	3,818	118,358
	第4段階											2,660	1,600	5,408	167,648

- 印については、支給限度額を超えた部分は全額負担になります。
- 2割負担、3割負担の場合は、居住費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、居住費・食費の負担が軽減されています。

※ 算定が見込まれる加算（地域区分 10.14が乗されます。）

加算	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算 II	46/日	重度の要介護者や認知症者の積極的な受け入れや、質の高いサービスを提供した場合
看護体制加算 I 2	4/日	常勤看護職員が1人以上配置入居定員が51人以上
〃 II 2	8/日	看護職員が基準配置数+1人以上24時間連絡体制を確保
看取り介護加算 II	72/日	看護師等との連携や指針の整備など看取りの体制を整え、実際に看取りを行なった場合
	144/日	死亡日以前31日以上45日以下
	780/日	死亡日以前4日以上30日以下
	1,580/日	死亡日以前2日又は3日
口腔衛生管理加算 II	110/月	死亡日
療養食加算	6/回	歯科医師の指示のもと入所者の口腔ケアを月2回以上行うなどその情報等を厚労省に提出
初期加算	30/日	管理栄養士又は栄養士によって管理されている施設で療養食を提供した時3回/日
外泊時費用	246/日	入所日から30日以内の期間入院後の再入居も同様
若年性認知症入所者受入加算	120/日	入院や外泊をしている間、体制を確保している場合
配置医師緊急時対応加算	650/回、1300/回	特性やニーズに応じたサービスの提供
科学的介護推進体制加算 II	50/月	看護職員が基準配置数+1人以上、医師が24時間対応の体制を確保
処遇改善加算 I	所定単位数の8.3%	利用者毎の状況等に係わる情報を厚労省に提出、
特定処遇改善加算 I	所定単位数の2.7%	介護職員の処遇を改善した場合
ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	技能・経験のある介護職員に重点化した処遇改善をした場合
夜勤職員配置加算 II 1	27/日	介護職員等の処遇を改善した場合
		夜勤介護職員・看護職員数が、最低基準を一人以上上回っている場合

・ 加算の算定は、職員の配置等により変更になる場合があります。

※ その他実費としてご負担いただく日常生活費

貴重品管理費	2,000/月	通帳・印鑑・出納管理等
口腔関連費	実費	歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤など
行事食	変動制の実費	季節ごとに提供
おやつ代	60円/1日	週2回(火・金)に提供予定
トロミ剤使用料	100円/1日	水分摂取や服薬にトロミ剤を使用される方
クラブ・レクリエーション費	実費	教養・娯楽(行事イベント等)の参加費
理美容料	実費	
持ち込み電化製品	500円/月	テレビ・冷蔵庫・空気清浄機・電気毛布等
医療費・薬代	実費	

- ・ ご契約者またはご家族の希望により、施設が個別に日用品等を提供した場合はその実費相当額を徴収いたします。
- ・ その他、重要事項説明書に記載されているサービスを行なった場合は実費を徴収いたします。

# 特別養護老人ホーム「さしまの家」 利用料金表（めやす）のご案内（加算含む）

(R5.4 改定)

## 【 従来型多床室 1割負担 】

地域区分:10.14円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算 I	夜勤職員配置加算 I	1日当たりの単位小計	処遇改善加算 (8.3%)	特定処遇改善加算 (2.7%)	ベースアップ等支援加算 (1.6%)	1日当たり単位合計 (A)	1日の利用料 (円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計 (めやす)	31日の利用料 (めやす)
要介護1 (16,765単位)	第1段階	573	4	36	22	635	53	17	10	715	725	0	300	1,025	○
	第2段階											370	390	1,485	○
	第3段階①											370	650	1,745	○
	第3段階②											370	1,360	2,455	○
	第4段階											855	1,600	3,180	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	641	4	36	22	703	58	19	11	791	802	0	300	1,102	○
	第2段階											370	390	1,562	○
	第3段階①											370	650	1,822	○
	第3段階②											370	1,360	2,532	○
	第4段階											855	1,600	3,257	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	712	4	36	22	774	64	21	12	871	884	0	300	1,184	36,704
	第2段階											370	390	1,644	50,964
	第3段階①											370	650	1,904	59,024
	第3段階②											370	1,360	2,614	81,034
	第4段階											855	1,600	3,339	103,509
要介護4 (30,938単位)	第1段階	780	4	36	22	842	70	23	13	948	962	0	300	1,262	39,122
	第2段階											370	390	1,722	53,382
	第3段階①											370	650	1,982	61,442
	第3段階②											370	1,360	2,692	83,452
	第4段階											855	1,600	3,417	105,927
要介護5 (36,217単位)	第1段階	847	4	36	22	909	75	25	15	1,024	1,039	0	300	1,339	41,509
	第2段階											370	390	1,799	55,769
	第3段階①											370	650	2,059	63,829
	第3段階②											370	1,360	2,769	85,839
	第4段階											855	1,600	3,494	108,314

- 印については、支給限度額を超えた部分は全額負担になります。
- 2割負担、3割負担の場合は、居住費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、居住費・食費の負担が軽減されています。

※ 算定が見込まれる加算（地域区分 10.14が乗されます。）

加算	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算 I	36/日	重度の要介護者や認知症者の積極的な受け入れや、質の高いサービスを提供した場合
看護体制加算 I 2	4/日	常勤看護職員が1人以上配置入居定員が51人以上
Ⅱ 2	8/日	看護職員が基準配置数+1人以上24時間連絡体制を確保
看取り介護加算 II	72/日	看護師等との連携や指針の整備など看取りの体制を整え、実際に看取りを行なった場合
	144/日	死亡日以前31日以上45日以下
	780/日	死亡日以前4日以上30日以下
	1,580/日	死亡日以前2日又は3日
死亡日	死亡日	
口腔衛生管理加算 II	110/月	歯科医師の指示のもと入所者の口腔ケアを月2回以上行うなどその情報等を厚労省に提出
療養食加算	6/回	管理栄養士又は栄養士によって管理されている施設で療養食を提供した時3回/日
初期加算	30/日	入所日から30日以内の期間入院後の再入居も同様
外泊時費用	246/日	入院や外泊をしている間、体制を確保している場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日	特性やニーズに応じたサービスの提供
配置医師緊急時対応加算	650/回、1300/回	看護職員が基準配置数+1人以上、医師が24時間対応の体制を確保
科学的介護推進体制加算 II	50/月	利用者毎の状況等に係わる情報を厚労省に提出、
処遇改善加算 I	所定単位数の8.3%	介護職員の処遇を改善した場合
特定処遇改善加算 I	所定単位数の2.7%	技能・経験のある介護職員に重点化した処遇改善をした場合
ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	介護職員等の処遇を改善した場合
夜勤職員配置加算 I 1	22/日	夜勤介護職員・看護職員数が、最低基準を一人以上上回っている場合

・ 加算の算定は、職員の配置等により変更になる場合があります。

※ その他実費としてご負担いただく日常生活費

貴重品管理費	2,000/月	通帳・印鑑・出納管理等
口腔関連費	実費	歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤など
行事食	変動制の実費	季節ごとに提供
おやつ代	60円/1日	週2回(火・金)に提供予定
トロミ剤使用料	100円/1日	水分摂取や服薬にトロミ剤を使用される方
クラブ・レクリエーション費	実費	教養・娯楽(行事イベント等)の参加費
理美容料	実費	
持ち込み電化製品	500円/月	テレビ・冷蔵庫・空気清浄機・電気毛布等
医療費・薬代	実費	

- ・ ご契約者またはご家族の希望により、施設が個別に日用品等を提供した場合はその実費相当額を徴収いたします。
- ・ その他、重要事項説明書に記載されているサービスを行なった場合は実費を徴収いたします。